五十四　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

五十五　災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。

五十六　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中枢都市にあつては、その調査した額に0.8を乗じて得た額とする。）

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。ⅰの場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

五十七　地方創生の推進に要する経費があること。

五十四　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

五十五　災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。

五十六　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中枢都市にあつては、その調査した額に0.8を乗じて得た額とする。）

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。ⅰの場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

五十七　地方創生の推進に要する経費があること。